

随意契約の公表（平成25年11月）

別紙様式2 - 1 （第40条の4）

契約工事、物品等又は役務の名称及び数量	契約事務権限者 役職・氏名	契約を締結した日	契約の相手方の 商号又は名称 及び住所	随意契約によること とした会計規程等の 根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	当機構OBの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備 考	
								再就職者 の人数	現在の 職名	独法での 最終職名	取引高	取引割合		
貸付・債権管理システムの設計・開発、運用・保守業務（システムの設計・開発）（変更契約）	理事長 鈴木 秀夫	平成25年11月1日	みずほ情報総研（株） 東京都千代田区神田錦町2-3	当初一般競争入札にて選定した者であり、仕様の変更に伴う変更契約であるため（会計規程第34条第1項第1号）	-	3,682,245	-							契約金額欄は増額分の金額 当初一般競争契約 当初契約年月日 H25.4.3 当初契約金額 44,625,000円
インターネット適性診断システム(i-NATS)認定団体機能の追加	理事長 鈴木 秀夫	平成25年11月6日	(株)三菱総合研究所 東京都千代田区永田町2-10-3	会計規程第34条第1項第1号による随意契約（公募）	4,385,850	4,385,850	100.0%							
平成25年度自動車アシメント実験車両の購入 フォルクスワーゲン Golf TSI Highline 3台	理事長 鈴木 秀夫	平成25年11月7日	フォルクスワーゲン ジャパン販売（株） 東京都港区六本木4-1-4	会計規程第34条第1項第1号による随意契約（注5）	9,285,000	9,006,450	97.0%							
平成25年度自動車アシメント実験車両の購入 日産 デイズ ハイウェイスターX 1台	理事長 鈴木 秀夫	平成25年11月11日	日産カレスト（株） 幕張ニューカーマーケット 千葉県習志野市芝園1-2-1	会計規程第34条第1項第1号による随意契約（注5）	1,310,400	1,300,400	99.2%							
平成25年度自動車アシメント実験車両の購入 ダイハツ タントカスタム X SA 3台	理事長 鈴木 秀夫	平成25年11月15日	ダイハツ東京販売（株） Dモール月島店 東京都中央区月島2-15-1	会計規程第34条第1項第1号による随意契約（注5）	4,560,000	4,560,000	100.0%							
第43回東京モーターショーへの出品参加に伴うブース制作及び広報等運営業務（変更契約）	理事長 鈴木 秀夫	平成25年11月19日	(株)コンベンション リンケージ 東京都千代田区三番町2	会計規程第34条第1項第1号による随意契約（企画競争）	-	1,405,950	-							契約金額欄は増額分の金額 当初一般競争契約 当初契約年月日 H25.10.15 当初契約金額 9,492,000円
会計監査人との監査契約	理事長 鈴木 秀夫	平成25年11月29日	有限責任あずさ監査法人 東京都新宿区津久戸町1-2	会計規程第34条第1項第1号による随意契約（企画競争）	5,400,000	5,400,000	100.0%							

（注1）「当機構OBの再就職に係る情報」の各欄には、契約締結日時点の情報を掲載しています。

（注2）「当機構との取引に係る情報」の「取引高」欄には、契約締結時点での契約先の直近の財務諸表の対象事業年度における当機構との取引高を、「取引割合」欄には、当該事業年度における総売上高又は事業収入に占める当機構との取引高の割合につき、1/3以上1/2未満、1/2以上2/3未満、または2/3以上のいずれに該当するかを掲載しています。

（注3）単価契約である場合は、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注4）他の契約の予定価格を類推されるおそれがあると認められる場合は予定価格を非公表としている。

随意契約の公表（平成25年11月）

別紙様式2 - 1 （第40条の4）

契約工事、物品等又は 役務の名称及び数量	契約事務権限者 役職・氏名	契約を 締結した日	契約の相手方の 商号又は名称 及び住所	随意契約によること とした会計規程等の 根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	当機構OBの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備 考
								再就職者 の人数	現在の 職名	独法での 最終職名	取引高	取引割合	

（注5）試験車両の購入を随意契約によることとした理由

自動車アセスメント試験等の実施にあたって購入する試験車両は、一般ユーザーが実際に購入するものと同等でなければならないため、当機構職員が身分を明かさず展示車又は在庫車を即時購入し、その場で車体及び試験対象関係部位にペイントでマーキングをすることにより、購入車両に対する自動車メーカーの関与を排除し、公正性・中立性を確保していることから、競争を許さないため。